令和９年度「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに係る申込要領」

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定する分別基準適合物及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」に規定する分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という。）に申込む市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

目　　次

◆申込用紙の記入要領‥‥‥

⑦**担当者：**協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入
※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。
⑧**請求書送付先：**協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式２）

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和９年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。
印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式２に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

> **【注意】**保管施設の名称や住所等は、本年８月から 10 月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同じ内容を記入してください。
> 保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

①**市町村又は組合コード：**総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入
②**市町村又は組合名：**引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
③**ページ番号：**複数枚の時に記入
④**引き渡しの有無：**引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
⑤**引き渡しを行う素材：**当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
１つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点】
同じ保管施設で分別基準適合物（「ガラスびん」「ＰＥＴボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか）と分別収集物（「プラ法 32 条」）の両方をチェックしないこと。
同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物（「プラ法 32 条」）のみをチェックすること（必ず「プラ法 32 条」を単独の保管施設とすること）。

⑥⑦**保管施設名、住所等：**保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点】
上記の「⑤引き渡しを行う素材」で分別収集物（「プラ法 32 条」のみをチェックした保管施設）の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。
⑤⑥の対応をまとめると、以下のとおりとなる。

＜例１＞同じ保管施設で「ＰＥＴボトル」と「プラ法 32 条」を申込む場合

区分	保管施設名	提出する様式３
「ＰＥＴボトル」の保管施設	○○ストックヤード	（様式３－２を提出）
「プラ法 32 条」の保管施設	○○ストックヤード（プラ法）	（様式３－５を提出）

＜例２＞同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法 32 条」に変更となる場合

区分	保管施設名	提出する様式３
「容リプラ」の保管施設	○○ストックヤード	（様式３－４を提出）
「プラ法 32 条」の保管施設	○○ストックヤード（プラ法）	（様式３－５を提出）

注）前頁の【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点】については、当協会における入札手続き等の都合によるものであり、環境省への保管施設指定意向調査の届出に「保管施設を分ける」「末尾に（プラ法）を付ける」等の対応は不要です。

3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

本年６月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

(1)引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式３に記入した引き渡し申込量」を kg 単位で記入（※）
（※）「プラ法 32 条」については「①分別収集計画量」の記入は不要

(2)「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入のうえ、「⑥排出原単位見込み」（単位：g/人/日）の算出を行う

【注意】「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
（「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。）

例）年間を通じて分別収集を行っている場合は　→「365 日」と記入
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が９月１日から（９～３月の７か月間)の場合は　→「212 日」と記入

(3)「③引き渡し申込量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

①**市町村又は組合コード：**総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入
②**市町村コード、市町村名：**構成市町村の市町村コードと構成市町村名を記入
③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について〇印、申込みを行わない品目について×印を記入（空欄不可）

5. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式３－１～５）

ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）
ＰＥＴボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－２）
紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－３）
プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－４）
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第 32 条に基づく分別収集物の引き渡し申込書（様式３－５）

※様式３は引き渡しを行う予定の保管施設ごとにご記入ください。素材ごとに内容が異なりますので、以下の要領に従い記入してください。なお、申込みを行わない品目については、提出する必要はありません。

様式３－１～５にご記載いただく申込数量を踏まえ、締切後、当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「引き渡し申込承諾書」を発行します。
引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【分別基準適合物及び分別収集物における容リプラの引き渡し申込量に係る負担区分について】

●「特定事業者負担分と市町村負担分双方」
市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、分別基準適合物の引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

●「特定事業者負担分のみ」
市町村が収集した分別基準適合物のうち、特定事業者負担分のみの引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、17 ページの市町村負担比率を参考にしていただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

●「申込まない」
申込みを行わない品目については、引き渡し申込量の記入は不要です。

(1) ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）

①様式３には、当協会に令和８年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑦「保管施設」の「ストックヤードの最大保管量」には、色種類ごとにｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3)」の数値×比重 1.0 を参考に記入すること。なお、「その他の色」について、その他の色を青色・緑色・黒色の単色で分けて保管している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色のそれぞれの「ストックヤードの最大保管量」を記入すること。「その他の色」を分けて保管していない市町村・一部事務組合では、「その他の色」のみを記入し、青色・緑色・黒色の内訳は記入不要。

※「10ｔ車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が４ｔ未満」等の入札条件は「保管施設特記事項」欄に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その最大秤量をｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積込機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積込機材」を保有する場合は、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー１台、５ｔホイスト２台

※その他、保管施設に関する入札条件がある場合は「保管施設特記事項」欄に記載すること。

（例）10ｔ車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が４ｔ未満

⑩「分別収集の方法」には、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。「２．混合収集」を選択した場合は、混合収集を行っている品目にチェックを付けること（「その他」を選択した場合は、詳細をカッコ内に記入すること）。

⑪「分別収集容器の種類」には、市民から排出される段階での分別収集容器にチェックを付けること。なお「その他」を選択した場合は、その種類あるいは方法をカッコ内に記入すること。

⑫「中間処理（色分別等）の方法」には、該当するものにチェックを付けること。なお「その他」を選択した場合は、その種類あるいは方法をカッコ内に記入すること。

⑬「引き渡し車輌」には、該当するものにチェックを付けること。「２．10 トン車以外」を選択した場合は、引き渡し車輌の積載トン数をカッコ内に記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、毎週金曜日に４トン車での引き渡しを希望

⑭「積込作業実施者」には、必ず「市町村（施設）」、「（運搬）事業者」、「その他」のいずれかにチェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

⑮「引き渡し希望時間・曜日等」には、「有」、「無」のどちらかに必ずチェックを付け、「有」

にチェックを付けた場合は、必ず「特記事項」欄に詳細を記載すること。

⑯「引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

※⑩～⑯について、その他、必要があれば「特記事項」欄に 100 文字以内で記入すること。

⑰「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を色種類ごとに kg 単位で記入すること。

注）kg 単位での表記としているが、下３桁を四捨五入のうえ、千kg単位で記入すること。

なお「３．その他の色合計」について、その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色のいずれかに分けて収集している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色・その他の色のそれぞれ該当する（内訳）欄に記入し、合計を「３．その他の色合計」に記入すること。
その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色に分けて収集していない市町村・一部事務組合では、「３．その他の色合計」のみを記入し、内訳は記入不要。

引き渡し申込量に係る負担区分については、４ページを参照すること。また「１．特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「２．特定事業者負担分のみ」、「３．申込まない」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑱「(参考)R7 年度引き渡し実績量」は、「⑰引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「無色」、「茶色」、「その他の色」、「内訳（1）青色（2）緑色（3）黒色（4）その他の色」について令和７年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

(2) ＰＥＴボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－２）

①様式３には、当協会に令和８年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。ただし、分別収集対象範囲を一部の地域から市内全域に広げる等の理由により、期中のある時点から大幅に分別収集量が増加する場合は、「引き渡し条件」の「特記事項」欄にその旨を記入すること。

（例）７月より収集地域拡大のため収集量が大幅に増加

⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3)」を参考に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。なお、トラックスケールが施設外の場合は、住所を「特記事項」欄に記載すること。

⑨「積込機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また「その他の積込機材」を保有する場合は、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー１台、５ｔホイスト２台

⑩「積込作業実施者」には、必ず「市町村（施設)」、「(運搬）事業者」、「その他」のいずれかにチェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

⑪「分別収集」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

⑫「中間処理（選別ライン)」では、該当する中間処理のタイプにチェックを付けること。

注)「単品処理」とは、ＰＥＴボトル専用のラインにより、選別・圧縮・こん包を行うことを指す。びん、缶等、他の品目と併せて処理する場合は「混合処理」に該当する。

⑬「引き渡し車輌」では、該当するものにチェックを付けること。「２．10 トン車以外」にチェックした場合は、引き渡し車輌の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、４トン車での引き渡しを希望

⑭「保管の形態」では、該当する形態にチェックを付けること。「１.圧縮品」にチェックした場合は、減容機を使用してできるベールの体積及び重量を記入すること。

注)「２．丸ボトル」を選択した場合は、必ず「分別基準適合物（容器包装リサイクル法)」申込関連資料集の資料１「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要」の「８．ＰＥＴボトルの引き取り」を確認すること。

⑮「結束材」では、該当する結束材のいずれかにチェックを付けること。「その他」の場合は、具体的な内容を記入すること。

⑯「引き渡し希望時間・曜日等」では、「有」、「無」のどちらかに必ずチックを付け、「有」にチェックを付けた場合は、必ず「特記事項」欄に詳細を記載すること。

⑰「引き渡し頻度」では、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑱「パレットの準備の要否」では、「１．必要」、「２．不要」のどちらかに必ずチェックを付け、「１．必要」と回答した場合は、期初事前に持ち込みが必要なパレットの枚数を記載すること。

その他、引き渡しに際して留意すべきことがある場合は、「特記事項」欄に 200 文字以内で記入すること。

⑲「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を kg 単位で記入すること。

注）令和９年度の市町村負担分は「０」ですので、特定事業者負担分のみ欄は■となっています。

※ＰＥＴボトル分別基準適合物の再商品化は、上期（４月１日～９月 30 日）と下期（10 月１日～３月 31 日）に分けて行うため、「⑫引き渡し申込量」について「上期分入札対象量」と「下期分入札対象量」の内訳を記入すること。過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が 55%・下期分が 45%であり、特段の事情がなければ通年の引き渡し申込量をその割合で按分した数値を記入すること。

⑳「(参考)R7 年度引き渡し実績量」は、「⑲引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和７年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

(3) 紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－３）

①様式３には、当協会に令和８年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑦「協会への引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑧「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3)」を参考に記入すること。

⑨「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その最大秤量をｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑩「積込機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また「その他の積込機材」を保有する場合は、その内容を記入すること。

⑪「引き渡し対象品」には、「１．紙製容器包装全て」、「２．限定」のどちらかを選択し、チェックを付けること。「２．限定」にチェックした場合は、更に「複合素材を除く紙製容器包装」、「その他」のどちらかを選択し、チェックを付けること。なお「２．限定」の「その他」を選択した場合は、「特記事項」欄に具体的な引き渡し品目を記入すること。

（例）紙箱・包装紙のみ

⑫「引き渡し形態」には、該当する形態にチェックを付けること。

なお「１．圧縮」とは、ベーラー等の減容機（圧縮機）で圧縮され、番線等で括られたものであり、「２．結束」とは、紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたものであり、「３．フレコン」とは、フレコンバッグにバラで詰めたものである。

⑬「引き渡し車輌」には、該当するものにチェックを付けること。「２．10 トン車以外」にチェックした場合は、引き渡し車輌の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、４トン車での引き渡しを希望

その他、必要があれば「特記事項」欄に 100 文字以内で記入すること。

⑭「引き渡し希望時間・曜日等」には、「有」、「無」のどちらかに必ずチェックを付け、「有」にチェックを付けた場合は、必ず「特記事項」欄に詳細を記載すること。

⑮「積込作業実施者」には、必ず「市町村（施設)」、「(運搬）事業者」、「その他」のいずれかにチェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

⑯「収集の仕方」では、家庭から分別排出される際の形態について、該当するものにチェックを付けること。また、分別収集に際して紙マークをもとに判断し収集を行っている場合は「１．はい」を、そうでない場合は「２．いいえ」をチェックすること。

⑰「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量の下２桁を四捨五入して百 kg 単位で記入

すること。

引き渡し申込量に係る負担区分については、４ページを参照すること。また「１.特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「２．特定事業者負担分のみ」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑱「(参考)R7 年度引き渡し実績量」は、「⑰引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和７年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

(4) プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－４）

①様式３には、当協会に令和８年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

なお、プラスチック製容器包装と白色トレイの双方を申込む場合で、引き渡し開始希望日が異なる場合は、早い方の日付を記入し、遅い品目については、品目と引き渡し開始希望日を「引き渡し条件」の「特記事項」欄に記入すること。

（例）白色トレイの引き渡し開始希望日、令和 10 年１月１日

⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3)」を参考に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その「有」、「無」についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その最大秤量をｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。またトラックスケールが施設外にある場合は、住所を「特記事項」欄に必ず記載すること。

⑨「積込機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の「有」、「無」についてチェックを付け、有にチェックした場合は、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また「その他の積込機材」を保有する場合は、その内容を記入すること。

手積み又は積込実施者による機材の手配が必要な場合は、必ず「⑩積込時の制約条件」に記載すること。

（例）ブルドーザー１台、５ｔホイスト２台

注）再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入すること。

⑩「積込時の制約条件」には、手積み対応、フォークリフト免許の有無、保管施設入口の制限、車両の高さ・幅、駐車等に制約条件がある場合は記載すること。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

⑪「分別収集」では、白色トレイとプラスチック製容器包装について、それぞれ該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

⑫「引き渡し車両」では、該当するものにチェックを付けること。「２．10 トン車以外」にチェックした場合は、引き渡し車輌の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積込機材の都合により、４トン車での引き渡しを希望

⑬「保管の形態」には、「白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量」及び「プラスチック製容器包装のベール寸法、重量」を記入すること。

白色トレイの引き渡し袋の寸法及び重量は、整数１桁小数１桁で記入すること。

プラスチック製容器包装については、ベール寸法は整数１桁小数１桁、ベール重量は整数で記入すること。ベール寸法・重量が分からない場合は、中間処理施設に確認するか、ベール品質調査時に測定したベール寸法・重量を参考に記入すること。

引き渡しにあたっての希望事項及び引き渡しベールに特徴等があれば、「特記事項」欄に記

入すること。

⑭「引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し頻度を記入すること。

注）回収車両の台数ではありません。

⑮「引き渡し希望時間・曜日等」には「有」、「無」のどちらかに必ずチェックを付け、「有」にチェックを付けた場合は、必ず「特記事項」欄に詳細を記載すること。

⑯「ベール種類（特徴）」には、「混合品(一般的なベール)」、「ボトルを主体としたベール」、「ボトル系を除く」、「トレイ（発泡トレイ含む）を主体としたベール」等に必ずチェックを付けること。

ボトル（トレイ）主体のベールとは、ベールの中にボトル類（トレイ類）が概ね半分以上の重量を占める場合をいう。

⑰「パレットの準備の要否」には「１．必要」、「２．不要」のどちらかに必ずチェックを付け、「１．必要」と回答した場合は、期初事前に持ち込みが必要なパレットの枚数を記載すること。

⑱「積込作業実施者」には、必ず「市町村（施設）」、「（運搬）事業者」、「その他」のいずれかにチェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

⑲「結束材の種類」には、それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。また、「その他」に該当する場合は、その内容を記入すること。

⑳「中間処理施設の設備」の「破袋方法」には「１．破袋機による破袋」、「２．人力による破袋」のどちらかに必ずチェックを付けること。また「異物除去方法」については、必ず１つ以上チェックを付けること。

㉑「リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策」については、１つ以上チェックを付けること。

㉒「負担区分」については４ページを参照のうえ、「１.特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「２．特定事業者負担分のみ」、「３．申込まない」のいずれかに必ずチェックを付けること。

㉓「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を下１桁の量を四捨五入して 10kg 単位の数量で記入すること。

㉔「(参考)R7 年度引き渡し実績量」は、「㉓引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「白色トレイ」「プラスチック製容器包装」について、令和７年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

【特記事項についての注意点】

1. 保管施設が変わらず、期中で引き渡し素材が「プラ法 32 条」に変更となる場合は、必ず「特記事項」欄に引き渡し終了時期（「プラ法 32 条」に切り替わる時期）を記入すること。

 また、期中でプラ法 33 条認定計画へ変更となり、協会への引き渡しが終了する場合も同様に、引き渡し終了時期を「特記事項」欄に記入すること。期中で収集エリアの変更等がある場合にも、その範囲と時期を記入すること。

 （例）９月で容リプラのみの引き渡しが終了。１０月よりプラ法３２条に基づく製品プラの一括回収開始のため、○○ストックヤード（プラ法）で引き渡し

 （例）１月よりプラ法３３条認定計画が開始されるため、引き渡しは１２月まで

 （例）令和８年９月より市内全域で収集を開始

2. プラスチック製容器包装と白色トレイで引き渡し開始希望日が異なる場合は、引き渡し開始希望日が遅い品目について記入すること。

 （例）トレイの引き渡し開始希望日、令和 10 年１月１日

3. トラックスケールが施設外にある場合は、「特記事項」欄に住所を記載すること。
4. 引き渡し車両が 10 トン車以外の場合は、その理由を記載すること。

 （例）毎週金曜日に５ｔ車での引き渡しを希望（10ｔ車は道路状況の都合上不可能）

5. 引き渡し希望時間・曜日等がある場合は、「特記事項」欄に記載すること。
6. ベールの組成に特殊性があれば、記入すること。

(5) プラスチック製容器包装分別収集物の引き渡し申込書（様式３－５）

①様式３には、当協会に令和８年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑦**分別収集物区分：**それぞれ該当する分別収集物のタイプにチェックを付けること。

⑧**分別収集物の保管可能容量：**立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3）」を参考に記入すること。

⑨**トラックスケール：**「有」、「無」についてチェックを付け、「有」にチェックした場合は、その最大秤量をｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。またトラックスケールが施設外にある場合は、住所を「特記事項」欄に必ず記載すること。

⑩**積込機材：**「積込機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の「有」、「無」についてチェックを付け、「有」にチェックした場合は、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積込機材」を保有する場合は、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー１台、５ｔホイスト２台

注）再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入すること。
積込機材が無く、手積み又は積込実施者による機材の手配が必要な場合は、
必ず「⑪積込時の制約条件」に記載すること。

⑪**積込時の制約条件：**手積み対応、フォークリフト免許の有無、保管施設入口の制限、車両の高さ・幅、駐車等に制約条件がある場合は記載すること（40 文字以内）。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

（例）積込機材が無いため、積込実施者による機材の手配が必要

⑫**ベールの種類（特徴）：**それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。なお、下段の「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてベールにしている」を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は「特記事項」欄にその旨を記載すること。

（例）本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは〇〇保管施設で保管　等

⑬**ベール寸法・重量：**ベール寸法は整数１桁小数１桁、ベール重量は整数で記入すること。ベール寸法・重量が分からない場合は、中間処理施設に確認するか、ベール品質調査時に測定したベール寸法・重量を参考に記入すること。

⑭**結束材の種類：**それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。また「その他」に該当する場合は、その内容を記入すること。

⑮**引き渡し車両：**該当するものにチェックを付けること。「２．10 トン車以外」にチェックした場合は、引き渡し車両の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積込機材の都合により、４トン車での引き渡しを希望

⑯**引き渡し頻度：**「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑰**パレットの準備の要否：**「１．必要」、「２．不要」のどちらかに必ずチェックを付け、「１．必要」と回答した場合は、期初事前に持ち込みが必要なパレットの枚数を記載すること。

⑱**引き渡し希望時間・曜日等：**「有」、「無」のどちらかに必ずチェックを付け、「有」にチェックを付けた場合は、必ず「特記事項」欄に詳細を記載すること。

⑲**積込作業実施者：**必ず「市町村（施設）」、「（運搬）事業者」、「その他」のいずれかにチェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

⑳**中間処理施設の設備：**「破袋方法」には「１．破袋機による破袋」、「２．人力による破袋」のどちらかに必ずチェックを付けること。また「異物除去方法」については、必ず１つ以上チェックを付けること。

㉑**リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策：**必ず１つ以上チェックを付けること。

㉒**収集しているプラスチックの内容がわかる情報：**必ず１つ以上チェックを付けること。また「その他」にチェックを付けた場合は、「特記事項」欄にも内容を記載すること。

㉓**市町村による品質調査：**「過年度から継続してプラ法第 32 条に申し込むため、品質調査は実施不要(記録書の提出は不要)」又は「協会の実施要領にて実施(記録書の提出が必要)」のどちらかに必ずチェックを付けること。

令和９年度よりプラ法 32 条を申込む場合、記録書の提出が必要となる（メール又は郵送。提出は申込方法によって異なるため、詳細は「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）申込関連資料集」の資料 14「令和９年度申込時における品質調査(組成調査)の実施について」を参照のこと)。

なお、令和８年度から継続してプラ法 32 条の申込みがある場合は、記録書の送付は不要。上記の他、引き渡しに関する注意事項があれば「特記事項」欄に記入すること。

㉔**容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計（kg）：**容リプラと製品プラ引き渡し申込量の合計を記入すること（１kg 単位)。

㉕**負担区分：**容リプラのみ該当し、「１．特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「２．特定事業者負担分のみ」のいずれかに必ずチェックを付けること。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となる。

容リプラの引き渡し申込量に係る負担区分については、４ページをご参照ください。

㉖**引き渡し申込組成比率：**令和８年度に分別収集物を申込んだ市町村等は、組成比率は予め印字される。令和９年度から新規で分別収集物を申込む場合は、「⑫ベールの種類」でチェックした項目によって対応が異なる。

●「⑫ベールの種類」で「どのベールにも『⑦分別収集物区分』のプラスチックが含まれている」をチェックした場合、「㉓市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。
資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率の、小数第１位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

（例）「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ 80.6%、製品プラ 19.4%の場合は、容リプラ 81%、製品プラ 19%となります。

●「⑫ベールの種類」で「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてベールにしている」をチェックした場合、容リプラと製品プラのベールが別々となる場合は、以下の対応が必要となります。

・定められた品質調査方法で容リプラベール、製品プラベールそれぞれの容リプラ比率、製品プラ比率が算出されていること。
・引き渡す容リプラベール・製品プラベールの数量又は重量が管理されていること
（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。実績で管理できない場合は計画量でも可)。

また、協会は該当する市町村等に対し、容リプラベール・製品プラベールの管理方法や数量又は重量の問い合わせを行います。

ｱ)「㉓市町村による品質調査」でチェックした方法で容リプラベール、製品プラベールの品質調査を実施し、それぞれのベールの容リプラ比率、製品プラ比率を算出する。

ｲ) ｱ)で算出した組成調査に、容リプラベール、製品プラベールの年間製造量（実績量又は計画量）を掛けて、容リプラベールに含まれる容リプラの量（**Ａ１**）と製品プラの量（**Ｂ１**）、製品プラベールに含まれる容リプラの量（**Ａ２**）と製品プラ（**Ｂ２**）の量を算出する。

ｳ) 容リプラの合計量（**Ａ１＋Ａ２**）、製品プラの合計量（**Ｂ１＋Ｂ２**）から比率を算出し、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入。

※ｱ)～ｳ)計算方法の詳細は、次の図を参照してください。

図：ベールが別々となった場合の容リプラ比率、製品プラ比率の算出方法

イ）＝ア）×ベールの年間製造量

	ア）品質調査結果		ベールの年間製造量（実績量又は計画量）(※)	**イ）**容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80%	20%	100ｔ	**（Ａ１）**80ｔ	**（Ｂ１）**20ｔ
製品プラベール	10%	90%	20ｔ	**（Ａ２）** 2ｔ	**（Ｂ２）**18ｔ
合計			120ｔ	82ｔ	38ｔ

↓82ｔと38ｔで比率を算出

容リプラ比率	製品プラ比率
68.3%	31.7%

↓小数点第一位四捨五入

ウ）

容リプラ比率	製品プラ比率
68%	32%

(※)ベールの数量（個数）の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

（ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、製品プラ共通の値を用いること）

㉗容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下１桁四捨五入前：
「㉔容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「㉖引き渡し申込組成比率（%)」を乗じた数値を記入すること（１kg単位)。

㉘容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下１桁四捨五入後：
「㉗容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下１桁四捨五入前」の下１桁を四捨五入して10ｋｇ単位で記入すること。

㉙産廃プラ引き渡し申込量(kg)：「⑦分別収集物区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入すること（10kg単位)。
上段の「容リプラと製品プラを引き渡し（産廃プラは含まない)」を選択した場合、記入は不要。

㉚当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)：「㉘容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下１桁四捨五入後」と「㉙産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を記入すること（10kg単位)。

【注意事項】

・ 以下の内容によって期中で組成比率の変更、又は月ごとの引き渡し量の変更が見込まれる場合は、その旨を「特記事項」欄に記入すること。

ｱ) 収集方法・内容等の変更

ｲ) 収集エリアの変更

ｳ) 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更

ｴ) ｱ)～ｳ)以外に、組成比率や月ごとの引き渡し量に変更が見込まれる場合

（例） ４月より製品プラ等の引き渡しを開始するが、12 月より収集品目拡大のため、製品プラの比率が当初の 10%から 20%となる見込み。また月の引き渡し量が 1.5 倍となる。

本件に該当する場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議する。なお「特記事項」欄に記入がない場合は、期中において変更することは認められない。

・期中でプラ法 32 条の引き渡しから、プラ法 33 条認定計画に変更となり、協会への引き渡しが終了する場合、引き渡し終了時期を「特記事項」欄に記入すること。

（例） １月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは１２月まで。

・製品プラ等の回収の実証実験等の結果をもとに申込量を算出した場合、引き渡し実績量と乖離が発生する場合がある（一時的な試験のため、回収量が実際より増える可能性がある）。十分検討のうえ、申込量を算出すること。

・当協会へ引き渡す期間内に、実証実験等のため一部の分別収集物を当協会に引き渡さない場合は、必ず申込量にその分を差し引き、「特記事項」欄に実証実験等の期間や数量を明記すること。

【分別収集物の申込みに関わる注意点】

(1)令和９年度から製品プラ等を協会に申込む場合、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）の提出が必要となります。

提出については、オンラインで申込みを行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なりますが、提出期限は申込締切の令和８年 11 月 18 日（水）（必着）です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp
メールの題名　：令和９年度分別収集物の品質調査結果の提出
メールの宛先　：（公財）日本容器包装リサイクル協会　プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。
申込締切までに記録書の提出がない場合は、申込むことはできません。

(2) 令和８年度に「プラ法 32 条」の申込みがある市町村は、記録書の提出は不要です。

(3)品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」に不明な点があれば、提出を求める場合があります。

(4)製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です（容リプラの上限価格は設定できません）。

申込みのあった市町村に対し、12 月上旬に製品プラ等の上限価格の回答について連絡いたします。回答期限は令和９年１月８日（金）です（オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります）。

(5)期中で「容リプラ」から「プラ法 32 条」の引き渡しに変更となる場合は、様式３－５の他、様式３－４の提出が必要になります。また、様式３－４の「特記事項」欄には必ず引き渡し終了時期（「容リプラ」から「プラ法 32 条」に切り替わる時期）を記入してください。

（例） ９月で容リプラのみの引き渡しが終了、10 月よりプラ法 32 条に基づく製品プラの一括回収開始のため、○○ストックヤード（プラ法）で引き渡し

【ご参考】令和９年度の再商品化実施委託単価と特定事業者責任比率及び市町村負担比率

● 令和９年度の再商品化実施委託単価

特定分別基準適合物	令和９年度再商品化実施委託単価 ※下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれておりません。	
	（単位：円／トン）	（単位：円／kg）
ガラスびん（無色）	―	―
ガラスびん（茶色）	―	―
ガラスびん（その他の色）	―	―
ＰＥＴボトル	―	―
紙製容器包装	―	―
プラスチック製容器包装	―	―

なお、再商品化実施委託単価は以下の式に基づき算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{[\text{市町村からの引取り見込量}] \times [\text{再商品化事業者見込み委託単価}] + [\text{協会経費}]}{[\text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}]}$$

※上記計算式のうち、[再商品化事業者見込み委託単価]及び[協会経費]は税抜での計算となっております。

● 令和９年度の特定事業者責任比率（注）及び市町村負担比率

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
	（単位：％）	（単位：％）
ガラスびん（無色）	９５	５
ガラスびん（茶色）	８７	１３
ガラスびん（その他の色）	９０	１０
ＰＥＴボトル	１００	０
紙製容器包装	９９	１
プラスチック製容器包装	９９	１

（注）令和９年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率につきましては、産業構造審議会における「量・比率」に関するパブリックコメント終了後、決定された内容をあらためてご連絡させていただきます。

以上

記入例

令和8年11月18日（水）締切

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

令和9年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）

① 作成日 令和 8年 11月 10日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する分別基準適合物等の引き渡しを以下のとおり申込む。

②市町村又は組合コード	0	1	0	0	1

注：総務省設定の全国地方公共団体コードを記入

注：未記入及び記入済み部分に修正がある場合は、赤字で全てご記入ください

③ 市町村組合種別	一部事務組合

注：「単独市町村」「代表市町村」「一部事務組合」から選択して記入

④ 市町村又は組合名	（カナ） ヨウキリサイクルクミアイ（40文字以内） 容器リサイクル組合 注：組合又は代表市町村の場合は、別紙「マトリックス表」に構成する市町村名をご記入ください。（30文字以内）	
⑤ 所在地（資料送付先）	〒 123 － 4567 （カナ） ヨウキリサイクルシリサイクルマチ１バンチ１ゴウ（60文字以内） 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号（60文字以内）	
⑥ 契約責任者	（役職） 市長	（カナ） ヨウキイチロウ（20文字以内） （氏名） 容器　一郎（20文字以内）
⑦ 担当者	（部課室係） リサイクル部（20文字以内） （カナ） ヨウキ タロウ（20文字以内） （氏名） 容器　太郎（20文字以内）	（役職） 部長（20文字以内） （TEL） 03 － 1234 － 5678 （FAX） 03 － 1234 － 5678 （e-mail） abc@def.jp
⑧ 協会からの請求書送付先	〒 123 － 4567 （カナ） ヨウキリサイクルシリサイクルマチ１バンチ１ゴウ（60文字以内） （住所） 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号（60文字以内）	
	（部課室係） リサイクル部（20文字以内）	（役職） 部長（20文字以内）
	（氏名） 容器　太郎（20文字以内）	（TEL） 03 － 1234 － 5678 （FAX） 03 － 1234 － 5678

（市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

令和8年11月18日(水)締切

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

記入例

令和9年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)

※環境省の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に基づく保管施設の指定に関する意向調査」で貴市町村が申請した保管施設の中で、令和9年度に当協会へ引き渡しを行う保管施設のみご記入ください(保管施設名、住所等は環境省へ申請したとおりにご記入ください)。
なお、本様式2には、当協会に令和8年度に登録されている保管施設のデータを予め印字しています。印字されている保管施設に修正箇所がある場合は、赤字で修正の上、ご提出ください。
なお、新規の保管施設は、別紙(あらかじめ印字していない様式2)にご記入ください。

①市町村又は組合コード	0	1	0	0	1

②市町村又は組合名	容器リサイクル組合

③ページ番号	1 / 1

④引き渡しの有無 [○又は×] (当該施設から引き渡しを希望する場合は○を、引き渡しを希望しない場合は×をつけてください)	⑤引き渡しを行う素材 (当該施設から引き渡しを行う全ての素材にチェックをつけてください)	保管施設コード (協会記入欄) 記入不要	⑥保管施設名	⑦住所、電話番号、FAX番号
○	【分別基準適合物】 ガラスびん ☑ 無色 ☐ 茶色 ☑ その他 ☑ PETボトル ☑ 紙 ☑ 白色トレイ ☑ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条	01	(カナ)ヨウキホウソウリサイクルプラザ 容器包装リサイクルプラザ	(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ2ゴウ 〒000 － 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地2号 (TEL) 03-3456-7890 (FAX) 03-3456-7890
○	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☑ プラ法32条	02	(カナ)ヨウキシストックヤード 容器包装クリーンセンター	(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ2バンチ5ゴウ 〒000 － 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町2番地5号 (TEL) 03-8765-4321 (FAX) 03-8765-4321
×	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条	03	(カナ)ヨウキシストックヤード 容器市ストックヤード	(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ3バンチ10ゴウ 〒000 － 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町3番地10号 (TEL) 03-1234-5678 (FAX) 03-1234-5678
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条		(カナ)	(カナ) 〒 － (TEL) (FAX)
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ 【分別収集物】 ☐ プラ法32条		(カナ)	(カナ) 〒 － (TEL) (FAX)

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申し込むにあたっての注意点】
※同じ保管施設で分別基準適合物(「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか)と分別収集物(「プラ法32条」)の両方をチェックしないこと。
同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックすること。
(必ず「プラ法32条」)を単独の保管施設とすること)
※分別収集物(「プラ法32条」のみをチェックした保管施設)の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。

＜例1＞同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申し込む場合

区分	保管施設名	様式3
「PETボトル」の保管施設	○○ストックヤード	様式3－2
「プラ法32条」の保管施設	○○ストックヤード(プラ法)	様式3－5

＜例2＞同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合

区分	保管施設名	様式3
「容リプラ」の保管施設	○○ストックヤード	様式3－4
「プラ法32条」の保管施設	○○ストックヤード(プラ法)	様式3－5

※協会記入欄

マスタ	環境省	備考

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和8年11月18日(水)締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

記入例

令和9年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

令和9年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込みにあたっては、貴市町村・貴一部事務組合にて引き渡し申込量の確認を行うためのチェックシートにご記入の上、申込書類一式にご同封いただきます。また、第11期分別収集計画における令和9年度の「分別収集計画量」又は「引き渡し調査量」と、「引き渡し申込量」の間に大きな乖離がある場合は、その理由についてもお答え願います(太枠内全てにご記入ください)。

貴市町村・貴一部事務組合	市町村・組合ｺｰﾄﾞ(　01001　)	名称(　容器リサイクル組合　)								
令和9年度 引き渡しに係る項目	ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
引き渡し申込品目 [対象に○印]	○		○	○	○	○	○	○	○	○
①分別収集計画量　[kg]	200,000	0	65,000	12,589,000	126,400	15,800	259,800			
②引き渡し調査量(6月実施)　[kg]	200,000	0	60,000	12,000,000	125,000	15,800	240,000	170,000	40,000	10,000
③様式3に記入した引き渡し申込量[kg]	138,000	0	50,000	12,000,000	125,000	16,400	220,000	164,110	38,500	10,300
④収集対象人口　[人] ※把握している最新公開データを記入してください	100,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
⑤収集対象日数(分別収集の対象期間)	365	0	365	365	274	365	365	365	365	365
⑥=(③/④/⑤×1,000)排出原単位見込み[g/人/日,小数点以下第2位で四捨五入]	3.8		1.6	328.8	4.6	0.4	6.0	4.50	1.05	0.28
⑦乖離の理由(下記枠内から当てはまる番号を全て記入)	3-1									

《「③引き渡し申込量」と、「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」の乖離の理由について》
1-1. 全域収集の予定であったがモデル地区のみでの収集に切替えたため
1-2. モデル地区のみでの収集を予定していたが、全域収集を行うことになったため
2-1. 収集物の一部又は全部を、指定法人以外の独自のルートにより処理することにしたため
2-2. 指定法人以外の独自のルートにより処理する予定であったが、指定法人ルートに切替えたため
3-1. 引き渡し開始の日程が、予定よりも遅くなったため
3-2. 引き渡し開始の日程が、予定よりも早くなったため
4 . その他(具体的に記入(40文字以内):　　)

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和8年11月18日(水)締切

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

令和9年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

①市町村又は組合コード	0	1	0	0	1

※様式1の③市町村組合種別が「代表市町村」、「一部事務組合」の方のみご記入ください。単独市町村の方は返送不要です。

※構成市町村ごとに、申込みを行う品目について〇印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください(空欄不可)。

	②市町村コード	市町村名	③ ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
			無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リ法	製品プラ	産廃プラ
1	*01002*	*容器村*	〇	×	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2	*01003*	*リサイクル町*	〇	×	〇	〇	〇	×	〇	〇	〇	×
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

記入例

令和8年11月18日（水）締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

令和9年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3－1）

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます（なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます）。

1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和10年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和10年度及び令和11年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 自己都合若しくは正当な事由のない引き渡しの中止、引き渡し方法（作業）の変更、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の変更等により何らかの費用が生じた場合、その費用については自己負担することとし、協会及び協会の委託する再商品化事業者に対し請求しません。

5.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和8年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください（太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください）。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合

④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ

注：協会記入欄

⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 09 年 04 月 01 日

注：実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。（例：令和9年4月1日）

保管施設

⑦ストックヤードの最大保管量（トン）	無色	茶色	その他の色	青色	緑色	黒色
	4 t	0 t	4 t	4 t	4 t	0 t

⑧トラックスケール
☑ 1. 有　最大秤量 30 t
注：施設外の場合は住所を保管施設特記事項に記載
☐ 2. 無

⑨積込機材
注：再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入してください

☑ 1. 有
☑ フォークリフト　台数：2 t　1 台　台数：　t　台　台数：　t　台
☑ ショベルローダー　台数：2.5 t　1 台　台数：　t　台　台数：　t　台
☑ その他の積込機材　機材名・台数：ブルドーザー1台、5tホイスト2台　（全角20文字以内）
☐ 2. 無　注：積込実施者による機材の手配が必要な場合、必ず保管施設特記事項に記載。

保管施設特記事項（40文字以内）：

分別収集・中間処理の仕方と引き渡し条件

⑩分別収集の方法
☑ 1. 単品収集
　☐ びんのみ色別に
　☑ びんのみ混合で
☐ 2. 混合収集
　☐ PETボトル　☐ 缶
　☐ 不燃物
　☐ その他（　　）

⑪分別収集容器の種類
☑ 1. コンテナー
☐ 2. 袋
☐ 3. その他（　　）

⑫中間処理（色分別等）の方法
☑ 1. 色選別
　☑ 手選別のみ　☐ 機械選別
☐ 2. 中間処理はしない
☐ 3. その他
（　　）

⑭積込作業実施者
☑ 1. 市町村（施設）
☐ 2. （運搬）事業者
☐ 3. その他（特記事項に記載）

⑬引き渡し車輌
☐ 1. 10トン車
☑ 2. 10トン車以外（ 4 トン）
注：「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。
また、下の特記事項にその理由を記入してください。

⑮引き渡し希望時間・曜日等
☑ 1. 有（特記事項に記載）
☐ 2. 無

⑯引き渡し頻度
☐ 年　☑ 月　☐ 週　4 回程度
注：回収車両の台数ではありません

特記事項（100文字以内）：積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4トン車での引き渡しを希望。

引き渡し申込量（単位 kg）

色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計	（内訳）(1)青色	(2)緑色	(3)黒色	(4)その他の色
⑰引き渡し申込量（下記注参照）	☑ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない	☐ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☑ 3.申込まない	☑ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない	注：その他の色を分けて収集しない市町村又は組合は、(内訳)には記入しないでください。			
	1,380,000	0	50,000	10,000	10,000	0	30,000
⑱（参考）R7年度引き渡し実績量	1,050,200		45,850				

注：☐1. ☐2. 又は☐3. のいずれかの☐に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

（市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

記入例

令和8年11月18日（水）締切

令和9年度PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3－2）

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和10年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和10年度及び令和11年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 自己都合若しくは正当な事由のない引き渡しの中止、引き渡し方法(作業)の変更、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の変更等により何らかの費用が生じた場合、その費用については自己負担することとし、協会及び協会の委託する再商品化事業者に対し請求しません。

5.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。
①本様式3には、協会に令和8年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	0 1 0 0 1	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合

④保管施設コード	0 1

注:協会記入欄

⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ

⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 0 9 年 0 4 月 0 1 日

注 実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。　(例:令和9年4月1日)

保管施設

⑦保管可能容量（立方メートル）	7 5

⑧トラックスケール	☑ 1. 有　最大秤量: 40 t　注:施設外の場合は住所を特記事項に記載 ☐ 2. 無

⑨積込機材 注:再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入してください	☑ 1. 有 ☑ フォークリフト　台数: 1.5 t 2 台　台数: ____ t ____ 台　台数: ____ t ____ 台 ☐ その他の積込機材　機材名・台数: ____ (全角20文字以内) ☐ 2. 無 注:手積みまたは積込実施者による機材の手配が必要な場合、必ず特記事項に記載。

⑩積込作業実施者	☑ 1. 市町村(施設) ☐ 2. (運搬)事業者 ☐ 3. その他(特記事項に記載)

引き渡し条件

⑪分別収集	⑫中間処理（選別ライン）	⑬引き渡し車輌	⑭保管の形態	⑮結束材
☑1. 単品収集 ☐2. 資源混合収集（該当するものに☑） ☐ガラスびん ☐缶 ☐プラスチック製容器包装 ☐その他（　　）	☑1. 単品処理	☑ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外（　　トン） 注:「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。また、下の特記事項にその理由を記入してください。	☑ 1. 圧縮品 ベールの体積: 0.6 m × 0.4 m × 0.3 m　※寸法は整数1桁小数1桁 ベールの重量: 20 kg ☐ 2. 丸ボトル	☑PPバンド ☐PETバンド ☐番線 ☐その他（　　）
	☐2. 混合処理	⑯引き渡し希望時間・曜日等 / ⑰引き渡し頻度 / ⑱パレットの準備の要否		
		☑1. 有(特記事項に記載) ☐2. 無	☐年 ☑月 ☐週 2 回程度 注:回収車両の台数ではありません	☑1. 必要　期初事前持ち込み時必要な目安の枚数 24 枚 ☐2. 不要

特記事項（200文字以内）	午前中に積込完了希望。第一、第三金曜日に引き渡し希望。 落札後に再生処理事業者、運搬事業者と打ち合わせ希望。

⑲引き渡し申込量(単位 kg) 注:令和9年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分欄は■となっています。	☑ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ■ 2.特定事業者負担分のみ
	2 0 0 0 0 0
⑳(参考)R7年度引き渡し実績量	2 0 1 0 8 0

上期分入札対象量(単位 kg)（4月1日～9月30日） ※年間の申込量(⑲)の55%が目途	1 1 0 0 0 0
下期分入札対象量(単位 kg)（10月1日～3月31日） ※年間の申込量(⑲)の45%が目途	9 0 0 0 0

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

記入例

令和8年11月18日（水）締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

令和9年度紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3－3）

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます（なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます）。

1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和10年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和10年度及び令和11年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 自己都合若しくは正当な事由のない引き渡しの中止、引き渡し方法（作業）の変更、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の変更等により何らかの費用が生じた場合、その費用については自己負担することとし、協会及び協会の委託する再商品化事業者に対し請求しません。

5.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和8年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください（太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください）。

②市町村又は組合コード	0 1 0 0 1	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合	⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 0 9 年 0 4 月 0 1 日

注：実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。（例：令和9年4月1日）

④保管施設コード	0 1	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ	⑦協会への引き渡し頻度	☐ 年 ☐ 月 ☑ 週 1 回程度

注：協会記入欄

24

保管施設

⑧保管可能容量（立方メートル）	2 4		
⑨トラックスケール	☑ 1．有　最大秤量 30 t 注：施設外の場合は住所を保管施設特記事項に記載 ☐ 2．無	⑩積込機材 注：再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入してください	☑ 1．有 ☑ クランプリフト　台数：1 t 1 台 ☐ フォークリフト　台数：　t　台 ☐ その他の積込機材（全角20文字以内）　機材名・台数： ☐ 2．無 注：手積みまたは積込実施者による機材の手配が必要な場合、必ず保管施設特記事項に記載。
保管施設特記事項（40文字以内）			

引き渡し条件

⑪引き渡し対象品	⑫引き渡し形態	⑬引き渡し車輌
☑ 1.紙製容器包装全て ☐ 2.限定 ☐ 複合素材を除く紙製容器包装 ☐ その他 （　　）	☑ 1．圧縮：ベーラー等の減容機（圧縮機）で圧縮され、番線等で括られたもの 圧縮ベール品のサイズ：（ 1.0 m × 0.8 m × 1.2 m） ※整数1桁小数1桁 梱包：☑ 番線　☐ その他（　　） ☐ 2．結束：紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたもの ☐ 3．フレコン：フレコンバッグにバラで詰めたもの	☐ 1．10トン車 ☑ 2．10トン車以外（ 4 トン） 注：「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。また、下の特記事項にその理由を記入してください。 ⑭引き渡し希望時間・曜日等 ☑1．有（特記事項に記載） ☐2．無
特記事項（100文字以内）	積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4トン車での引き渡しを希望。	

⑮積込作業実施者
☑ 1．市町村（施設） ☐ 2．（運搬）事業者 ☐ 3．その他（特記事項に記載）

⑯収集の仕方	収集形態
	☑ 1．袋詰め ☐ 2．結束 ☐ 3．その他 紙マークをもとに収集していますか ☑ 1．はい ☐ 2．いいえ

引き渡し申込量（単位kg）	⑰引き渡し申込量	☑ 1．特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ 1 2 5 0 0 0
	⑱（参考）R7年度引き渡し実績量	1 1 7 6 9 0

注：引き渡し申込量については、☐1. 又は☐2. のいずれかの☐に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

注：引き渡し申込量は下二桁を四捨五入して100kg単位で記入してください。
（例：1,050kg ⇒ 1,100kg）

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
（市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

令和8年11月18日（水）締切

令和9年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3－4）

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます（なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます）。

1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和10年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和10年度及び令和11年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 自己都合若しくは正当な事由のない引き渡しの中止、引き渡し方法（作業）の変更、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の変更等により何らかの費用が生じた場合、その費用については自己負担することとし、協会及び協会の委託する再商品化事業者に対し請求しません。

5.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和8年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください（太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください）。

②市町村又は組合コード	0 1 0 0 1

③市町村又は組合名	容器リサイクル組合

注：白色トレイとは白色の発泡スチロール製食品用トレイを示します。
白色トレイを分けて収集していない市町村は、白色トレイ欄は回答不要です。

④保管施設コード	0 1

⑤保管施設名	容器包装リサイクルセンター

⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 0 9 年 0 4 月 0 1 日

注：協会記入欄

注：実際に引き渡しを開始する予定日（例：令和9年4月1日）を記入してください。

保管施設

⑦保管可能容量（立方メートル）	白色トレイ：10 ／ プラスチック製容器包装：24	⑧トラックスケール	☑ 1．有　最大秤量：30 t ※施設外の場合は住所を特記事項に記載 ☐ 2．無（再生処理事業者で計量）	⑩積込時の制約条件 注：手積み対応、フォークリフト免許の有無、車両の高さ・幅、駐車などに制約条件がある場合は記載してください。 （全角40文字以内）	保管施設一般道路に面して駐車おり長時間の駐車は困難
⑨積込機材 注：再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入してください	☑ 1．有 ☑ フォークリフト：1 台　☐クランプ：＿＿＿台　☐ コンベア：＿＿＿台 ☐ その他（全角20文字以内）　機材名・台数：＿＿＿＿＿＿＿＿ ☐ 2．無　注：手積みまたは積込実施者による機材の手配が必要な場合、必ず⑩積込時の制約条件に記載。				

引き渡し条件

⑪分別収集		⑫引き渡し車両	⑬保管の形態	プラスチック製容器包装について
白色トレイ	プラスチック製容器包装	☐ 1．10トン車 ☑ 2．10トン車以外 （5トン車） 注：トラックヤードに入る車両の確認です。「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。	☑ 白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量 縦：1.5 m×横：1.2 m　2.5 kg 注：整数1桁小数1桁 ☑ プラスチック製容器包装のベール寸法、重量 1.0 m× 1.0 m× 1.0 m 250 kg 注：寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数	⑭引き渡し頻度：☐ 年 ☐ 月 ☑ 週 1 回程度 注：回収車両の台数ではありません
☑1．単品収集 ☐2．混合収集 ☐色つきトレイ ☐その他 （　　）	☑1．単品収集 ☐2．混合収集 注：白色トレイを一緒に収集することは含まれません。 ☐製品プラ　☐PETボトル ☐その他			⑮引き渡し希望時間・曜日等：☑1．有（特記事項に記載） ☐2．無

⑰パレットの準備の要否	⑱積込作業実施者
☑1．必要　期初事前持ち込み時必要な目安の枚数 10 枚 ☐2．不要	☑ 1．市町村（施設） ☐ 2．（運搬）事業者 ☐ 3．その他（特記事項に記載）

⑯ベール種類（特徴）
- ☑ 混合品(一般的なベール)
- ☐ ボトルを主体としたベール
- ☐ ボトル系を除く
- ☐ トレイ(発泡トレイ含む)を主体としたベール
- ☐ その他（　　）

注：ボトル(トレイ)主体とは、ベールの中にボトル類(トレイ類)が概ね半分以上の重量を占める場合をいう

⑲結束材の種類：☐ PPバンド　☐ PPひも　☐ 番線（鉄線）　☐ フィルム巻き　☐ その他（　　）
☑ PPバンド＋フィルム巻　☐ 番線（鉄線）+フィルム巻き　☐ ネット巻き

⑳中間処理施設の設備
注：中間処理施設で使用している設備をチェックしてください

破袋方法（※粉砕機の使用・粉砕処理は不可）：☑ 1．破袋機による破袋　☐ 2．人力による破袋

異物除去方法（複数回答可）：☑手選別 ☑風力選別 ☑磁力選別 ☐その他（　　）

㉑リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策（複数回答可）
- ☑ 手選別による発火危険物の除去
- ☑ 発火危険物の個別収集の実施
- ☐ その他啓発・除去方法（　　）
- ☑ HPや広報誌、アプリ等による住民啓発・指導
- ☑ 磁選機・高磁力選別機による発火危険物の除去

特記事項（100文字以内）	毎	週	金	曜	日	に	5	t	車	で	の	引	き	渡	し	を	希	望	（	10	t	車	は	道	路	状	況
	の	都	合	上	不	可	能	）																			

注：保管施設に関して特別な事情があり、再生処理事業者に事前に連絡しておくべきことがある場合は、必ずご記入ください。

引き渡し申込量		白色トレイ	プラスチック製容器包装
	㉒負担区分	☑ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない	☑ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない
	㉓引き渡し申込量(kg)	1,640	2,200
	㉔(参考)R7年度引き渡し実績量	16,650	23,860

注：□１．□２．又は□３．のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

白色トレイの引き渡し申込量は下１桁を四捨五入して10ｋｇ単位で記入してください。
［例：1,055（ｋｇ）→1,060（ｋｇ）］

プラスチック製容器包装の引き渡し申込量は下１桁を四捨五入して10ｋｇ単位で記入してください。
［例：14,055（ｋｇ）→14,060（ｋｇ）］

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
（市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

令和8年11月18日（水）締切

令和9年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書（様式3－5）

下記を同意の上、分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます（なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます）。

1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和10年度において分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和10年度及び令和11年度において、分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 自己都合若しくは正当な事由のない引き渡しの中止、引き渡し方法（作業）の変更、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の変更等により何らかの費用が生じた場合、その費用については自己負担することとし、協会及び協会の委託する再商品化事業者に対し請求しません。

5.引き渡し申込みに係る分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「委託契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和8年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください（太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください）。

【申込みに関わる注意点】
1. 令和9年度から製品プラ等を協会に申込む場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料14の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）を同封してください。
申込締切までに記録書の提出がない場合は、申込むことはできません。（昨年度から継続して分別収集物の申込がある市町村は記録書の提出は不要です）
2. 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物の品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
3. 年度期中で「容器包装リサイクル法」に基づく容リプラの引き渡しから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合、本様式の他に「プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-4）」の提出が必要になります。
4. 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です（容リプラの上限価格は設定できません）。
本様式で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込みのあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、期日までに送付をお願いいたします。

27

※太枠内全てにご記入ください。複数の保管施設を申込む場合は、本紙をコピーしてお使いください。

②市町村又は組合コード	0 1 0 0 1

③市町村又は組合名	容器リサイクル組合

④保管施設コード	0 1

⑤保管施設名	容器包装クリーンセンター

⑥協会への引き渡し開始希望日	令和 0 9 年 0 4 月 0 1 日

注：実際に引き渡しを開始する予定日（例：令和9年4月1日）を記入してください。

⑦分別収集物区分	
	☑ 容リプラと製品プラを引き渡し（産廃プラは含まない）
	☐ 容リプラと産廃プラを引き渡し（産廃プラは**容リプラ**と同等とみなされるもの）
	☐ 容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し（産廃プラは**容リプラ及び製品プラ**と同等とみなされるもの）

保管施設	⑧分別収集物の保管可能容量（立方メートル）		⑨トラックスケール		⑪積込時の制約条件（全角40文字以内）
		2 4		☑ 1．有　最大秤量：30 t ☐ 2．無（再生処理事業者で計量） ※施設外の場合は住所を特記事項に記載	保管施設は一般道路に面しておりトラックは困難
	⑩積込機材 注：再商品化事業者が利用可能な積込機材のみを記入してください				
		☑ 1．有　☑ フォークリフト：1 台　☐ クランプ：＿＿台　☐ コンベア：＿＿台 ☐ その他（全角20文字以内）　機材名・台数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☐ 2．無　注：手積みまたは積込実施者による機材の手配が必要な場合、必ず⑪積込時の制約条件に記載。			

注：手積み対応、フォークリフト免許の有無、車両の高さ・幅、駐車などに制約条件がある場合は記載してください。

引き渡し条件

⑫ベールの種類（特徴）

☑ どのベールにも「⑦分別収集物区分」のプラスチックが含まれている（例：ベールの中にプラスチック製容器包装と製品プラスチックが混ざっている）

☐ 「⑦分別収集物区分」のプラスチックを分けてベールにしている（例：プラスチック製容器包装のベールと製品プラスチックのベールを分けている）

注：下段を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載してください（例：本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは○○保管施設で保管　等）

⑬ベール寸法・重量　*1.0* m×　*1.0* m×　*1.0* m　*250* kg

注：寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数

⑭結束材の種類

☐ PPバンド　☐ 番線（鉄線）　☐ ネット巻き

☑ PPバンド＋フィルム巻き　☐ 番線（鉄線）+フィルム巻き

☐ PPひも　☐ フィルム巻き　☐ その他（　　）

⑮引き渡し車両

☐ 1．10トン車

☑ 2．10トン車以外　（　*5*　トン車）

注：トラックヤードに入る車両の確認です。道路の幅や保管可能容量の関係で「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。

⑯引き渡し頻度　☐ 年　☐ 月　☑ 週　*1*　回程度

注：回収車両の台数ではありません

⑰パレットの準備の要否	⑱引き渡し希望時間・曜日等	⑲積込作業実施者
☑1．必要　期初事前持ち込み時必要な目安の枚数　*10*　枚 ☐2．不要	☑1．有（特記事項に記載） ☐2．無	☑1．市町村（施設） ☐2．（運搬）事業者 ☐3．その他（特記事項に記載）

⑳中間処理施設の設備
注：中間処理施設で使用している設備をチェックしてください

破袋方法
注：粉砕機の使用・粉砕処理は不可

☑ 1．破袋機による破袋

☐ 2．人力による破袋

異物除去方法（複数回答可）　☑手選別　☑風力選別　☑磁力選別　☐その他（　　）

㉑リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策（複数回答可）

☑ 手選別による発火危険物の除去　☑ 発火危険物の個別収集の実施　☐ その他啓発・除去方法（　　）

☑ HPや広報誌、アプリ等による住民啓発・指導　☑ 磁選機・高磁力選別機による発火危険物の除去

㉒収集しているプラスチックの内容がわかる情報（複数回答可）

☑「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に準ずる　☐ その他（　　）

☐ 100%プラのみを対象

㉓市町村による品質調査

☐ 過年度から継続してプラ法第32条に申し込むため、品質調査は実施不要（記録書の提出は不要）

☑ 協会の実施要領にて実施（記録書の提出が必要）

注：新規でお申込みする場合は事前の品質調査は必須です。

注：品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「記録書」に不明点等があれば要領等の提出を求める場合があります。

特記事項（100文字以内）

毎週金曜日に5t車での引き渡しを希望（10t車は道路状況の都合上不可能）

注：保管施設に関して特別な事情があり、再生処理事業者に事前に連絡しておくべきことがある場合は、必ずご記入ください。

【引き渡し申込量の記入方法】 下記の手順で作成してください
1.「㉔容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」を記入してください。(1kg単位)
2. 容リプラと製品プラの内訳と産廃プラ引き渡し申込量を記入してください。
「㉕負担区分」は□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けてください。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となります。
「㉖引き渡し申込組成比率(%)」は、「㉓市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。(品質調査を実施済の場合は「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率)
組成比率は小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。
(例:「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ80.6%、製品プラ19.4%の場合は、容リプラ81%、製品プラ19%となります)
「㉗容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」は、「㉔容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「㉖引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入してください。(1kg単位)
「㉘容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入後」は、「㉗容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
(例:14,055(kg)→14,060(kg))
「㉙産廃プラ引き渡し申込量(kg)」は「⑦分別収集区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入してください(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要です。
3.「㉘容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「㉙産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を「㉚当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)」に記入してください。(10kg単位)

㉔容リプラと製品プラ 引き渡し申込量合計(kg)	2,026,100

容リプラと製品プラの内訳と産廃プラ引き渡し申込量

	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
㉕負担区分 注:□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、比率と量を記入してください。	☑ 1.特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ		
㉖引き渡し申込組成比率(%)	81 %	19 %	
㉗容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入前	1,641,140	384,960	
㉘容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後	1,641,140	385,000	
㉙産廃プラ引き渡し申込量(kg)			0

㉚当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)	2,026,140

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、紙書面による申込みに対しては、紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)